

2021年3月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 根 津 孝 規
 (JASDAQ・コード2330)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 飯 田 潔
 電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」の
 一部訂正について

2021年2月24日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」の記載の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は、太字二重下線で表示しております。

記

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第 21 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(選任) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役は法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p>

<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
---	---

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>④ <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する</u></p>

<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p><u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>⑥ <u>補欠の監査等委員である取締役は法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
--	--

以上